

第36回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和3年11月12日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

浦野真美子（委員長）、菅野敏夫、紺野登喜子、坂本真一、中田和宏、堀田さつき、牧野宇周、渡邊慎太郎（五十音順、敬称略）

2 説明者

大友事務局長、平塚首席家庭裁判所調査官、安原次席家庭裁判所調査官、岩田首席書記官、富田主任書記官、横山主任書記官（地方裁判所民事部）

3 係員

佐藤総務課長、今野総務課広報係長

第4 開会等

1 開会

2 所長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨

1 委員長選任

規則第6条3項により委員長代理に指名されている牧野委員が委員長選任までの議事を進行した。

委員から浦野委員を委員長に推挙する意見があり、浦野委員が委員長に選任された。

2 子どもたちの成長と未来を守るために裁判所ができること～家庭裁判所における養育費の取決め方とその履行確保に向けた取組～

(1) 説明：家庭裁判所における養育費の取決め方等の説明

(説明者：安原次席家庭裁判所調査官，横山主任書記官)

安原次席家庭裁判所調査官から，養育費に関する法制度，裁判所外での養育費の取決め方，家庭裁判所での養育費の取決め方（家事調停，家事審判，人事訴訟），養育費に関する事件の迅速な審理に向けた工夫（調停前の動機付け，収入資料の早期提出，算定表の活用，統計資料に基づいた収入の推計等），家庭裁判所における養育費の履行確保の手続（履行勧告，履行命令）について，続いて横山主任書記官から，地方裁判所における養育費の強制執行の手続（債権執行手続，財産開示手続，第三者からの情報取得手続等）及びその利用状況について説明し，最後に安原次席家庭裁判所調査官から利用者への周知の方法について説明した。

(2) 意見交換

別紙のとおり

3 次回（第37回）開催について

(1) 日時

令和4年6月17日（金）午後1時30分

(2) テーマ

追って定める。

第6 閉会

以上

(別紙)

意見交換・質疑応答の要旨

(委員)

養育費調停に特化した申立書のひな形などは備え付けているのか。

(説明者)

全国統一の書式を備え付けており、これに手続の説明を表示した書面等を添付して来庁者に交付している。

※ 出席委員に対し、当庁備付けの申立書のひな形を配布して説明した。

(委員)

記載例も添付されており使いやすと思うが、言葉遣いなど内容が難しいと感じる方もいるかもしれないとの感想を持った。申立書のひな形という手続の入口のところを平易なものにしていくということはあるかと思う。

(委員)

調停成立後の履行・不履行の割合についての統計データはないとのことだが、このようなデータがあれば原因分析ができて、現状の改善につなげられるのではないか。

(委員)

調停委員として、調停成立後にその内容が履行されているかは気になっているところであるが、今回の説明を聞いて、養育費の不払が問題となっている実情を知ることができた。

地方裁判所に強制執行の申立てをして、債務者の住所、勤務先が不明だった場合、手続を維持するために債権者がとり得る方法はあるのか。

(説明者)

住所不明の場合は戸籍附票の取得を教示している。

また、勤務先不明の場合には第三者からの情報取得手続の利用が考えられる。

(委員)

養育費に関する手続について裁判所が様々な工夫をしていることを知ることができた。

説明中に上映された「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」という動画について、分かりやすさの面から字幕が必要な人もいないのではないかと感じた。また、パソコンやスマートフォンで動画を視聴することができない方について、代替の方法はあるのか。

制度周知について、事前に送付されたリーフレットを見て、一部の言葉が難解であるように感じたので、そのような言葉にはふりがなを振るなどの配慮があってもよいのではないかと感じた。また、視覚に障害がある方のための点字のリーフレットがあるとよいのではないかと感じた。

(説明者)

パソコンやスマートフォンで動画を視聴ができない方に対しては、調停の待ち時間に担当の家裁調査官から手続の説明をするなどして対応している。

(委員)

今回説明のあった各種手続については知らない方が多いのではないかと感じ、制度周知の方法が課題ではないかと思う。周知を進める一つの方法として、学生を対象とした出前講義の取組の推進が考えられるのではないかと感じた。また、リーフレットを見て、使用されている言葉が難しいということを感じた。新聞については、中学生が読める言葉を使用するという意識で作っているところであるが、リーフレットについても、よりかみ砕いた表現を検討してもよいのではないかと感じた。

(委員)

制度の周知について、家庭裁判所は戸籍手続を介することが多いので、市役所等関係機関と連携するという方法が考えられるのではないかと感じた。

(委員)

広報活動について、家庭裁判所に関してメディアを通じて知る機会が少ないと

の印象がある。個別の事案を取り上げるということは難しいかもしれないが、例えば、コロナ禍により増加した事案についてなど、家庭裁判所に関する情報発信を検討しても良いのではないかと感じた。

(委員)

履行確保の点に関して、財産開示の件数が増加しているとの説明を聞き、順調に手続が利用され、定着が図られているとの印象を受けた。

裁判所の手続を利用するメリットは、判決や審判などにより最終的に必ず解決してもらえらるという保証があることである。紛争の当事者からすると裁判所の存在自体が大きなメリットで、欠かすことができない存在であると思う。

以 上